

今年は豪雨、台風と災害が多かったですね。災害により個人の所得、財産が損害を被った場合に納税の「①期限延長」「②猶予」「③軽減」を受けることができます。今号ではこの3種類の簡単な説明をします。詳しくは所轄税務署に尋ねてください。

## ①期限延長



申告・納税の期限延長する方法を教えてください。



災害により申告・納税等とその期限までにできないとき——例えば、事業所で毎月10日が納付期限の源泉所得税と復興特別所得税の納付をしなければなりません。

ところが事業所が河川の氾濫で水に浸かって営業できない状態です。このように期限までの納付ができない場合には期限の延長を受けことができます。この手続は納期限が経過した後でも行うことができます。

### ■その申請書の内容と具体的な手続きは？

- ・災害等がやんだ後1か月以内に、所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出します。
- ・申請者の住所、氏名、電話番号を記載します。  
法人である場合には、その代表者の氏名と法人番号を記載します。
- ・災害を被った年月・期間を記載します。
- ・災害の原因の種類または例えば台風19号など災害の名称を記載します。
- ・「期限延長」を申請する申告、納付等をその税の種類ごとに記載します。  
例：源泉所得税の10月分納付とか
- ・期限延長の指定を受けようとする申告、納付の法定期限を記載します。
- ・いつまで期限延長したいか、その期日を記載します。
- ・被災の状況、程度等を簡単に記載します。

**②猶予**

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署申請すれば国税の納税猶予制度があります。その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

そのパターンは

- ①「財産に損失を受けた日に納期限が到来していない国税」
- ②「既に納期限の到来している国税」があります。



2パターンの納税猶予を教えてください。

**①財産に損失を受けた日に納期限が到来していない国税**

例えば2019年9月1日に損害を被りました。個人の所得税なら確定申告の期限内に所得税を納めなければなりません。この個人所得税は2019年9月1日の災害により損失を受けた日から1年以内に納付すべき国税です。

しかし、納付期限(確定申告の期限)から1年以内の期間に限って納税の猶予を受けることができます。

納税の猶予の申請は、災害のやんだ日(2019年9月1日)から2ヶ月以内に所轄税務署長に「納税の猶予申請書」を提出します。

**②既に納期限の到来している国税の納税猶予**

- ・ 例えば個人所得税で確定申告期限を超えていて納付できなかった国税
- ・ ①の猶予を受けても納付できなかった国税

これらの国税について所轄税務署長に「納税の猶予申請書」を提出します。

- ・ 1年以内の期間に限り納税の猶予を受けることができます。
- ・ 納税の猶予の期間は既に受けた猶予期間と合わせて2年以内となります。

#### ③軽減

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で雑損控除か災害減免法に定める税金の軽減方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。



『雑損控除』と『災害減免』の計算方法を教えてください。



『雑損控除』と『災害減免』の計算式は以下の通りです。

#### 『雑損控除』

$A = (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$

$B = (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5\text{万円}$

※AとBの大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります

※差引損失額の計算のしかた

差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などによって補填される金額

※損害金額とは：損害を受けた時のその資産の時価を計算した損害の額のこと

※災害関連支出の金額とは：災害により滅失した住宅、家財を除去するために支出した金額などのこと

※保険金などにより補てんされる金額とは：災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などのこと

※損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間の限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます

#### 『災害減免』

| 所得金額の合計額       | 軽減又は免除される所得税の額 |
|----------------|----------------|
| 500万円以下        | 所得税の額の全額       |
| 500万円超750万円以下  | 所得税の額の2分の1     |
| 750万円超1000万円以下 | 所得税の額の4分の1     |



Q

『災害減免』と『雑損控除』を比較してください



A

●『災害減免』の事例

給与収入：500万円 給与所得額：346万円 所得金額：160万円

所得税：8万円(160万円×5%)

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円

●『災害減免』を適用した場合

損失額＝100万円－20万円(保険金による補てん額)＝80万円

車庫の時価額の2分の1＝100万円÷2＝50万円

車庫の時価額の2分の1＝50万円より損失額＝80万円が多いです。

●所得税の減免額

| 所得金額の合計額       | 軽減又は免除される<br>所得税の額 |
|----------------|--------------------|
| 500万円以下        | 所得税の額の全額           |
| 500万円超750万円以下  | 所得税の額の2分の1         |
| 750万円超1000万円以下 | 所得税の額の4分の1         |

所得金額(160万円)は上記の表の500万円以下なので所得税の額の全額が免除されます。所得税8万円が免除されます。



Q

『雑損控除』はどうなりますか？



A

●『雑損控除』の事例

給与収入：500万円 給与所得額：346万円

所得控除額：186万円(雑損控除を含む以前の所得控除額)

所得金額：160万円 所得税：8万円(160万円×5%)

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円

●雑損控除の控除額計算式

$A = (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$

$B = (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5 \text{万円}$

※AとBの大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります。

$A = \{100 \text{万円} (\text{車庫の時価額}) + 30 \text{万円} (\text{災害関連支出額}) - 20 \text{万円} (\text{保険金})\} - \{160 \text{万円} (\text{所得金額}) \times 10\%\} = 94 \text{万円}$

$B = 30 \text{万円} (\text{災害関連支出額}) - 5 \text{万円} = 25 \text{万円}$

**雑損控除額は94万円になります。**

雑損控除94万円が所得控除186万円にプラスされます。

所得控除額は186万円+94万円=280万円になります。

所得金額=346万円(給与所得額)-280万円(所得控除額)=66万円

**所得税=66万円×5%=3.3万円になります。**

この場合には『災害減免』の方が得です。